

農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本的な構想（素案）

令和4年 月

八 雲 町

## 八雲町農業経営基盤の強化に関する基本的な構想 目次

### 目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	八雲町農業の概要	1
2	八雲町の農業の現状と課題	1
3	農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向	1
4	農業関係機関支援体制と方向性	4
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	5
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	7
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	23
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	26
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	26
2	その他農用地の利用関係の改善に関する事項	26
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	27
1	利用権設定等促進事業に関する事項	28
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	34
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	37
4	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	38
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	38
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	39
第6	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	40
第7	その他	40
別紙1	(第5の1の(1)の⑥関係)	41
別紙2	(第5の1の(2)関係)	43

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 八雲町農業の概要

八雲町は、東西43.14km、南北に40.93kmに広がり、総面積は955.98km<sup>2</sup>、渡島総合振興局管内で一番広い町で、東は内浦湾を望み、西に日本海を見ることができる。地形は渡島半島を南北に走る山脈で東西に分断されており、特に気象などは東西で大きく違う特徴がある。

西部地域は渡島山脈の分水嶺から急峻な斜面と段丘が海岸に迫っており、平坦地が少なく、面積の92%が森林資源となっている。

気候は、日本海を北上してくる対馬暖流の影響をうけて、道内でも比較的温暖な地域で、年間の平均気温は9℃前後、年間の平均降水量は1,000mm程度で、7月と9月に雨量が多くなっている。

春は南東の風、夏は西風となり、秋と冬は日本海特有の北西から強い季節風が吹き、荒天の日が多くなり、農漁業への影響も少なくない。初霜は10月下旬、降雪は12月から3月にかけてあり、積雪量は約1mに及ぶ。

東部地域は、800m級以上の山峰や尾根に囲まれ、大部分は300m～600m級の山地で構成されており、尾根筋に源を発する、遊楽部、野田生、落部などの各河川が扇状に支流を広げ、下流域に平地や丘陵地を形成している。

気候は、東海岸（太平洋）からの影響を受け道南地方にあるものの特殊気象に属しており、盛夏期でも気温が30℃を超える日が少なく、冷涼性の海洋気象に支配され、全般的に気温は低くなっている。積雪量は中央部以北で多く、内浦湾沿岸町村と比較すると多雪地帯となっている。

こうした自然条件によって、八雲町の農業地帯は大きく八雲地区、落部地区、熊石地区に分けられ、八雲地区は酪農を、落部地区は水稻を中心に野菜、花卉栽培を行っており、熊石地区は野菜を中心に水稻も栽培している。

### 2 八雲町農業の現状と課題

農業構造については、各種農業施策の導入と土地基盤整備事業の実施により経営規模拡大と経営体質の強化を図ってきたが、国際化が進展する中で販売価格の低迷と資材価格の高騰が続く農業情勢下、後継者不足、高齢農家の離農などによる担い手不足が課題となっている。

離農地については、農用地利用集積計画事業の取組みにより認定農業者など主業農家への利用集積がなされてきたが、担い手不足の恒常化が心配される状況下、耕作放棄地や低利用・未利用農地が出てくるのが懸念されている。

また、離農による経営体の減少による町内生産規模については、引き受け農家の規模拡大によって生産量、生産額とも維持してきたが、近年、生産量、生産額が減少傾向を見せ始めてきている。

### 3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

#### (1) 基本的な考え方

八雲町農業が持続的に発展していくためには、関係機関が連携し、家族経営をはじめとする農業経営体が経営体質と生産基盤の強化を図りながら、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大と6次産業化による農業経営の多角化の取組を推進すると

ともに、農業経営体を支える営農支援組織の育成を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保し、これらの担い手への農用地の利用集積・集約化を促進する。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

## （２）効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

農業が職業として選択できる魅力あるものとするため、八雲町はその近隣の市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標年間農業所得	主たる従事者 1 人当たりおおむね400万円
目標年間労働時間	主たる従事者 1 人当たり1,800～2,000時間程度

※主たる従事者～農業経営において主体的な役割を担い、中心となって当該農業経営に従事する者

## （３）新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、（２）に定める水準をおおむね達成することを目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、おおむね5割の達成を目標とする。

## （４）効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

### ア 認定農業者制度の活用

効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた市町村や農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。

また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を發揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化やICT<sup>※</sup>等の省力化技術の導入等の推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を支援する。

※ICTは、Information and Communication Technology(情報通信技術)の略

### イ 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進する。

また、民間企業等の経営力や資本力を活かした地域の農業者・関係者との有機的な取組を推進する。

このため、法人経営体数を令和5年度（2023年度）までに5万法人とする国の目標

や、令和12年度（2030年度）における農業法人数を5,500経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、八雲町の令和12年度における農業法人数の目標数を23経営体（令和4年1月現在：19経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。

#### ウ 集落営農の組織化・法人化の推進

経営規模が小さな水田地帯や、農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化し、地域農業を担う個別経営や法人経営の育成・確保が当面難しい地域においては、農用地利用改善団体等と連携して、地域の将来像についての話し合い活動を重ね、担い手を明確化し、農用地の利用集積・集約化の方向を定める取組を推進することにより、集落営農の組織化及び将来的な集落営農の法人化を推進する。

#### エ 新規就農者の育成・確保

八雲町農業が、将来に向け持続的に発展していくためには、次代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があるため、農業への理解の醸成と関心の喚起に向けた取組を推進するほか、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。

また、優れた経営感覚を身につけ、就農後における早期の経営安定を図るため、農業大学校等における実践的な研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導、指導農業士等との連携など地域の研修体制の充実・強化等により、就農から経営安定までの総合的な支援や地域の受入体制づくりを推進する。

就農希望者の経営に必要な農地や機械等の確保及び初期投資等による負担軽減のため、各種支援策の活用を推進する。

家族経営体における経営移譲や第三者経営継承、組織経営体の構成員の世代交代など、次の世代の担い手へ地域の農地や優れた技術を円滑に継承する取組を推進する。

#### オ 労働力不足への対応

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、若者、女性、他産業を退職した人材や外国人材などの多様な人材の確保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的問題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

#### カ 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、女性農業者の経営管理や生産技術等の向上、若い世代の女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

### (5) 農用地の利用集積と集約化

「人・農地プラン※」により描かれた地域の将来像の実現に向けて、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

※人・農地プランは、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条に位置づけられている農業者等による話し合いに基づき、アンケートや地図を活用し、地域における農業において中心的な役割を果たす経営体（中心経営体）、当該地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村に公表されるもの。

(6) 多様な農業経営の育成・確保

高収益作物やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

(7) 営農支援体制の整備

生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、公共牧場、コントラクター、TMRセンター及び酪農ヘルパーなどの営農支援組織の育成や体制整備を推進し、共同作業体系の確立、オペレーターなどの雇用のマッチングに向けた取組を推進するなど、多様な人材の確保と円滑な運営を促進する。

4 農業関係機関支援体制と方向性

八雲町は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るための自主的な努力を助長することを旨として、農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。  
(農業協同組合・普及センター等の指導体制について)

農業協同組合、農業改良普及センター等の連携の下で濃密な指導を行うための体制強化を図るために、町全域における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための協議を継続する。

更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

(農地流動化推進員による利用権設定の推進について)

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

(担い手農業者への農用地利用集積の推進について)

農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合の専門組織と連携を密にして、農地貸借と農作業受委託が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう促進をする。

(既存生産組織等の法人化の誘導について)

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、今後の農業発展方向としては農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制

が整ったものについては法人形態へ誘導を図る。

(兼業農家、土地持ち非農家との連携について)

効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、理解と協力を求めていくこととする。

(認定農業者への農地流動化及び各種事業の実施について)

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用を法第12条第1項の農業経営改善計画の認定措置についても認定農業者を集中的かつ重点的に実施されるよう務めることとし、町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

(認定農業者及び認定志向農業者への協力について)

八雲町は、農業委員会、農業協同組合の担当職員で構成する指導チームを設置し、農業改良普及センターの協力を受けて、農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び地区単位の研修会の開催等を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

(日本政策金融公庫との連携について)

大規模経営を目指す農業経営が展開しつつある八雲町においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、同指導チームの下に日本政策金融公庫札幌支店の参画の下、農業協同組合の融資担当者による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

## 5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

### (1) 新規就農の現状

八雲町の令和2年の新規就農者は4名であり、過去5年間、8名いるが、従来からの基幹産業である酪農・畜産・農産物等の生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、八雲町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

#### ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間770人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本町においては年間2人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で4法人増加させる。

#### イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

八雲町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営事例と近衝する年間総労働時間（農家1戸あたり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち農家1戸あたりの年間農業所得概ね200万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた八雲町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細かに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センター、指導農業士等や、新函館農業協同組合、各種生産組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

① 八雲地域

八雲地域においては、市街地周辺の平坦地並びに高台地帯は従来からの基幹産業である酪農・畜産等中心とし新たに農業経営を営もうとする青年等の受け入れを重点的に進め、新函館農業協同組合、酪農生産組合等と連携し、酪農・畜産生産技術の指導や販路の確保を行い、青年等であっても一定の所得の確保ができ、意欲を持って営農できる環境を整え安定的な経営を行えるようにする。

また、従来からの基幹産業である水稲・施設園芸等の農産物を行う落部川・野田生川流域の平坦地では新たに農業経営を営もうとする青年等の受け入れを重点的に進め、新函館農業協同組合、各生産組合等と連携し、農産生産技術の指導や販路の確保を行い、青年層であっても一定の所得の確保ができ、意欲を持って営農できる環境を整え安定的な経営を行えるようにする。

② 熊石地域

冷水川並びに相沼内川流域の平坦地では、基幹産業である水稲・畑作物等を中心とし、鮎川地区においては、施設園芸等により新たに農業経営を営もうとする青年等の受け入れを重点的に進め、新函館農業協同組合、各生産組合等と連携し、農産生産技術の指導や販路の確保を行い、青年層であっても一定の所得の確保ができ、意欲を持って営農できる環境を整え安定的な経営を行えるようにする。耕作面積が少ない当地域では施設園芸を主体とした高収益作物の産地となり、その生産の大部分を安定的な経営体へと成長した農業者が担えるような取組を一体的に進めていく。

第2. 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3(2)に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、八雲町又は周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、八雲町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【酪農を主体とする地域】

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業 (I)	<作付面積等> ・牧草(採草) 14.4ha ・放牧地 5.7ha ・サイレージ用トウモロコシ 1.8ha	<機械施設装備> ・成牛舎(400㎡) 1棟 ・育成牛舎(153㎡) 1棟 ・敷料舎(60㎡) 1棟 ・堆肥舎(277㎡) 1基	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務・財務・生産管理 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・粗利益(粗収益-直接費)把握による月別収益の変動分析 ・資金繰り表等による資金管理	・家族労働の作業分担制 ・コントラクター・TMRセンター、ヘルパー活用による省力化  <労働力> ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 1人 ・ヘルパー
	経営面積計 21.9ha  <飼養頭数> ・経産牛 40頭 ・育成牛 21頭	・尿溜(307㎡) 1基 ・車庫 1棟 ・バンカーサイロ(250t) 2基 ・パドック(200㎡) 1式 ・カーフハッチ(1頭用) 5基		
	常時飼養頭数 61頭	・スーパーハッチ(5頭用) 1基 ・バルククーラー 1台 ・パイプラインミルクカー 1式 ・バーンクリーナー 1式 ・乗用トラクター(80,100PS) 2台 ・農用トラック(2t) 1台 ・除雪機 1台 ・飼料生産用作業機 1式 ・コンピューター 1台 ※飼料生産用作業機については共同利用  <その他> ・既存繫留牛舎等の活用 ・ヘルパーを活用したゆとり経営 ・自給飼料生産は一部コントラクターに委託 ・堆肥舎を活用した堆肥生産とその草地へ利用還元		

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業 (Ⅱ)	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牧草(採草) 32.9ha</li> <li>・サイレージ用とうもろこし 6.5ha</li> </ul> <p>経営面積計 39.4ha</p> <p>&lt;飼養頭数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経産牛 60頭</li> <li>・育成牛 31頭</li> </ul> <p>常時飼養頭数 91頭</p>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成牛舎 (600㎡) 1棟</li> <li>・育成牛舎 (226㎡) 1棟</li> <li>・敷料舎 (240㎡) 1棟</li> <li>・バンカーサイロ (250t) 2基</li> <li>・堆肥舎 (321㎡) 1基</li> <li>・尿溜 (316㎡) 1基</li> <li>・車庫 1棟</li> <li>・パドック (300㎡) 1式</li> <li>・カーフハッチ (1頭用) 7基</li> <li>・スーパーハッチ (5頭用) 3基</li> <li>・バルククーラー 1台</li> <li>・パイプラインミルクカー 1式</li> <li>・バークリーナー 1式</li> <li>・乗用トラクター (80~100PS) 3台</li> <li>・農用トラック (4t) 1台</li> <li>・除雪機 1台</li> <li>・飼料生産用作業機 1式</li> <li>・コンピューター 1台</li> </ul> <p>※飼料生産用作業機については 共同利用</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存繫留牛舎等の活用</li> <li>・ヘルパーを活用</li> <li>・高泌乳生産を追求。</li> <li>・自給飼料生産は一部コントラクターに委託</li> <li>・堆肥舎を活用した堆肥生産とその草地へ利用還元</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・パソコンによる経営計画、労務・財務・生産管理</li> <li>・乳牛検定データの活用</li> <li>・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析</li> <li>・粗利益(粗収益-直接費)把握による月別収益の変動分析</li> <li>・資金繰り表等による資金管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族労働の作業分担制</li> <li>・コントラクター・TMRセンター、ヘルパー活用による省力化</li> <li>・自動給飼機による省力化</li> </ul> <p>&lt;労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 1人</li> <li>・補助従事者 2人</li> <li>・ヘルパー</li> </ul>

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業 (Ⅲ)	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牧草(雑草) 51.6ha</li> <li>・サイレージ用トウモロコシ 18.3ha</li> </ul> <hr/> <p>経営面積計 69.9ha</p> <p>&lt;飼養頭数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経産牛 120頭</li> <li>・育成牛 60頭</li> </ul> <hr/> <p>常時飼養頭数 180頭</p>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FS成牛舎 (1320㎡) 1棟</li> <li>・ミルクパパーラー 1棟</li> <li>・育成牛舎 (396㎡) 1棟</li> <li>・バンカーサイロ (250t) 3基</li> <li>・分娩舎 (92㎡) 1棟</li> <li>・堆肥舎 (400㎡) 1棟</li> <li>・乾草舎 1棟</li> <li>・車庫 1棟</li> <li>・パドック (1200㎡) 1式</li> <li>・発酵攪拌機 1基</li> <li>・カーフハッチ (1頭用) 14基</li> <li>・スーパーハッチ (5頭用) 6基</li> <li>・ミルクカー 1式</li> <li>・バルククーラー 1式</li> <li>・スキッドローダー 1台</li> <li>・乗用トラクター (80~100PS) 3台</li> <li>・TMRミキサー 3台</li> <li>・農用トラック (4t) 1台</li> <li>・ロールッター(敷料切断用) 1台</li> <li>・除雪機 1台</li> <li>・飼料生産用作業機 1式</li> <li>・コンピューター 1台</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミルクパパーラーによる搾乳</li> <li>・自給飼料生産は一部コントラクターに委託</li> <li>・糞尿は水分調整後、回行式堆肥処理を行い草地へ還元利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・パソコンによる経営計画、労務・財務・生産管理</li> <li>・乳牛検定データの活用</li> <li>・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析</li> <li>・粗利益(粗収益-直接費)把握による月別収益の変動分析</li> <li>・資金繰り表等による資金管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族労働の作業分担制</li> <li>・臨時雇用活用による省力化</li> <li>・コントラクター・TMRセンター、ヘルパー活用による省力化</li> <li>・自動給飼機による省力化</li> </ul> <p>&lt;労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 3人</li> <li>・補助従事者 2人</li> <li>・ヘルパー</li> </ul>

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 + 畑作	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牧草(採草) 13.9ha</li> <li>・サイレージ用とうもろこし 5.1ha</li> <li>・馬鈴薯(種) 2.5ha</li> <li>・小豆 2.0ha</li> </ul> <p>経営面積計 23.5ha</p> <p>&lt;飼養頭数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経産牛 30頭</li> <li>・育成牛 13頭</li> </ul> <p>常時飼養頭数 43頭</p>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成牛舎(300㎡) 1棟</li> <li>・育成牛舎(97㎡) 1棟</li> <li>・敷料舎(45㎡) 1棟</li> <li>・バンカーサイロ(250t) 1基</li> <li>・パドック(150㎡) 1式</li> <li>・堆肥舎(214㎡) 1基</li> <li>・尿溜(213㎡) 1基</li> <li>・車庫 1棟</li> <li>・カーフハッチ(1頭用) 4基</li> <li>・スーパーハッチ(5頭用) 1基</li> <li>・バルククーラー 1台</li> <li>・パイプラインミルクカー 1式</li> <li>・バンククリーナー 1式</li> <li>・乗用トラクター(80,100PS) 2台</li> <li>・ポテトディガー 1台</li> <li>・ビーンハーベスター 1台</li> <li>・農用トラック(4t) 1台</li> <li>・除雪機 1台</li> <li>・飼料生産用作業機 1式</li> <li>・コンピューター 1台</li> </ul> <p>※ 飼料生産用作業機については共同利用</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存繫留牛舎等の活用</li> <li>・ヘルパーを活用</li> <li>・高泌乳生産を追求。</li> <li>・自給飼料生産は一部コントラクターに委託</li> <li>・堆肥舎を活用した堆肥生産とその草地へ利用還元</li> <li>・畑作との複合経営で所得を補完</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・パソコンによる経営計画、労務・財務・生産管理</li> <li>・乳牛検定データの活用</li> <li>・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析</li> <li>・粗利益(粗収益-直接費)把握による月別収益の変動分析</li> <li>・資金繰り表等による資金管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族労働の作業分担制</li> <li>・コントラクター・TMRセンター、ヘルパー活用による省力化</li> </ul> <p>&lt;労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 2人</li> <li>・補助従事者 1人</li> <li>・ヘルパー</li> </ul>

[組織経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業 (IV)	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牧草(採草) 122.0ha</li> <li>・サイレージ用トウモロコシ 32.4ha</li> </ul> <p>経営面積計 154.4ha</p> <p>&lt;飼養頭数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経産牛 250頭</li> <li>・育成牛 124頭</li> </ul> <p>常時飼養頭数 394頭</p>	<p>&lt;機械施設設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成牛舎 (2750㎡) 1棟</li> <li>・ミルクパラー 1棟</li> <li>・哺育舎 (275㎡) 1棟</li> <li>・分娩舎 (184㎡) 1棟</li> <li>・バンカーサイロ (250t) 3基</li> <li>・育成牛舎 (920㎡) 1棟</li> <li>・乾草舎 1棟</li> <li>・堆肥舎 (600㎡) 1棟</li> <li>・車庫 1棟</li> <li>・パドック 1式</li> <li>・発酵攪拌機 2基</li> <li>・カーフハッチ (1頭用) 44基</li> <li>・スーパーハッチ (5頭用) 6基</li> <li>・ミルクカー 1式</li> <li>・バルククーラー 1式</li> <li>・スキッドローダー 1台</li> <li>・乗用トラクター (80~167PS) 7台</li> <li>・TMRミキサー 1台</li> <li>・農用トラック (4t) 4台</li> <li>・ロールカッター(敷料切断用) 1台</li> <li>・除雪機 1台</li> <li>・自給飼料作業機 1式</li> <li>・コンピューター 1台</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミルクパラーによる搾乳</li> <li>・自給飼料生産は一部コントラクターに委託</li> <li>・糞尿は水分調整後、回行式堆肥処理を行い草地へ還元利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・パソコンによる経営計画、労務・財務・生産管理</li> <li>・乳牛検定データの活用</li> <li>・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析</li> <li>・粗利益(粗収益-直接費)把握による月別収益の変動分析</li> <li>・資金繰り表等による資金管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協業経営による作業分担制</li> <li>・常雇用活用による労働負担軽減</li> <li>・コントラクター・TMRセンター、ヘルパー活用による省力化</li> <li>・自動給飼機による省力化</li> </ul> <p>&lt;労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 4人</li> <li>・補助従事者 4人</li> <li>・ヘルパー</li> </ul>

[組織経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業 (V)	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牧草(採草) 340.2ha</li> <li>・サイレーン<sup>®</sup>用トウモロコシ 68.0ha</li> </ul> <p>経営面積計 408.2ha</p> <p>&lt;飼養頭数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経産牛 400頭</li> <li>・育成牛 240頭</li> </ul> <p>常時飼養頭数 640頭</p>	<p>&lt;機械施設設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成牛舎 (4400㎡) 1棟</li> <li>・搾乳ロボット 6基</li> <li>・哺育舎 (336㎡) 1棟</li> <li>・分娩舎 (334㎡) 1棟</li> <li>・バンカーサイロ (875t) 7基</li> <li>・育成牛舎 (1789㎡) 1棟</li> <li>・乾草舎 1棟</li> <li>・スラリーストア (3847㎡) 1基</li> <li>・車庫 1棟</li> <li>・パドック 1式</li> <li>・発酵攪拌機 2基</li> <li>・カーフハッチ (1頭用) 48基</li> <li>・搾乳ロボット 2基</li> <li>・バルククーラー 1式</li> <li>・スキッドローダー 1台</li> <li>・乗用トラクター (80~167PS) 7台</li> <li>・TMRミキサー 1台</li> <li>・農用トラック (4t) 4台</li> <li>・ロールカッター(敷料切断用) 1台</li> <li>・除雪機 1台</li> <li>・自給飼料作業機 1式</li> <li>・コンピューター 1台</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・搾乳ロボットによる搾乳</li> <li>・自給飼料生産は一部コントラクターに委託</li> <li>・糞尿はバイオガス発電し、消化液は飼料作物畑へ還元利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・パソコンによる経営計画、労務・財務・生産管理</li> <li>・乳牛検定データの活用</li> <li>・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析</li> <li>・粗利益(粗収益-直接費)把握による月別収益の変動分析</li> <li>・資金繰り表等による資金管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協業経営による作業分担制</li> <li>・常雇用活用による労働負担軽減</li> <li>・コントラクター・TMRセンター、ヘルパー活用による省力化</li> <li>・搾乳ロボットによる省力化</li> </ul> <p>&lt;労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 6人</li> <li>・補助従事者 6人</li> <li>・ヘルパー</li> </ul>

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉牛 専用種 繁殖	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牧草(雑草) 11.6ha</li> <li>・放牧地 7.8ha</li> </ul> <p>経営面積計 19.4ha</p> <p>&lt;飼養頭数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・繁殖牛 30頭</li> <li>・後継牛 10頭</li> <li>・素牛 15頭</li> </ul> <p>常時飼養頭数 55頭</p>	<p>&lt;機械施設設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛舎 1棟</li> <li>・堆肥舎 1基</li> <li>・車庫 1棟</li> <li>・パドック 1式</li> <li>・乗用トラクター(80PS) 1台</li> <li>・農用トラック(2t) 1台</li> <li>・除雪機 1台</li> <li>・飼料生産用作業機 1式</li> <li>・コンピューター 1式</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自給飼料生産は一部コントラクターに委託</li> <li>・堆肥舎を活用した堆肥生産と草地へ利用還元</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・パソコンによる経営計画、労務・財務・生産管理</li> <li>・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握と分析</li> <li>・粗利益(粗収益-直接費)把握による月別収益の変動分析</li> <li>・資金繰り表等による資金管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族労働の作業分担制</li> <li>・コントラクター・TMRセンター、ヘルパー活用による省力化</li> </ul> <p>&lt;労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 1人</li> <li>・補助従事者 1人</li> </ul>

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉牛 専用種 繁殖 (Ⅱ)	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牧草(雑草) 18.6ha</li> <li>・放牧地 16.0ha</li> </ul> <p>経営面積計 34.6ha</p> <p>&lt;飼養頭数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・繁殖牛 50頭</li> <li>・後継牛 16頭</li> <li>・素牛 26頭</li> </ul> <p>常時飼養頭数 92頭</p>	<p>&lt;機械施設設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛舎 1棟</li> <li>・堆肥舎 1基</li> <li>・車庫 1棟</li> <li>・パドック 1式</li> <li>・乗用トラクター(80PS) 1台</li> <li>・農用トラック(2t) 1台</li> <li>・ホイールローダ(0.9m<sup>3</sup>) 1台</li> <li>・除雪機 1台</li> <li>・飼料生産用作業機 1式</li> <li>・コンピューター 1式</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自給飼料生産は一部コントラクターに委託</li> <li>・堆肥舎を活用した堆肥生産と草地へ利用還元</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・パソコンによる経営計画、労務・財務・生産管理</li> <li>・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握と分析</li> <li>・粗利益(粗収益-直接費)把握による月別収益の変動分析</li> <li>・資金繰り表等による資金管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族労働の作業分担制</li> <li>・コントラクター・TMRセンター、ヘルパー活用による省力化</li> </ul> <p>&lt;労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 1人</li> <li>・補助従事者 1人</li> </ul>

【畑作を主体とする地域】

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作 + 露地 野菜	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>馬鈴薯(種) 3.5ha 小豆 3.5ha 大豆 2.0ha てんさい 1.2ha かぼちゃ(加工) 0.5ha 露地ネギ 0.2ha 経営面積計 11.1ha</p>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <p>・乗用トラクター(80,80) 2台 ・農用トラック(軽トラ,4t) 2台 ・ポテトイガー ・ポテトピッカー ・ビートハーベスター 3戸共同 ・豆用コンバイン ・ビート移植機 ・マニユアスプレッダー ・農舎 1棟 ・コンピューター 1台</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>・共同作業による高性能機械の作業面積確保と作業の省力化 ・移植、収穫作業の分業体制による能率向上 ・酪農家との交換耕作による輪作体系の確立 ・土壌診断による適切なほ場管理</p>	<p>・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売 ・機械の保守管理と計画的更新による装備水準の維持 ・作目間の労働調整</p>	<p>・生産機械の共同利用・共同作業、コントラクターによる省力化</p> <p>&lt;家族労働力&gt;</p> <p>・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人</p>

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作 + 露地 野菜	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>馬鈴薯(食) 10.0ha 小豆 6.0ha 大豆 10.0ha てんさい 10.0ha 露地野菜 2.0ha 経営面積計 38.0ha</p> <p>&lt;構成員戸数&gt; 3戸</p>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <p>・乗用トラクター(50~80PS) 4台 ・農用トラック(軽トラ,2t,4t) 5台 ・普通型コンバイン(2.6m) 2組織共同 ・ポテトイガー 1台 ・ポテトピッカー 1台 ・ビート移植機 1台 ・ビートハーベスター 1台 ・マニユアスプレッダー 1台 ・農舎(哩スチール) 2棟 ・事務所 1棟</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>・畑作4作目に露地野菜を組み入れた経営 ・酪農家との交換耕作による輪作体系の確立 ・構成員間の作業分担方式 ・たい肥のほ場還元による地力の維持増進 ・高性能大型機械の導入 ・土壌診断による適切なほ場管理</p>	<p>・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・作物別原価の把握、コスト分析 ・資金繰り表による日常的資金管理 ・労務管理(人事、教育、福利厚生等)の充実 ・機械の保守管理と計画的更新による装備水準の維持</p>	<p>・給料制の導入 ・従事者の社会保険の加入 ・定期的な休日の確保 ・生産機械の共同利用・共同作業、コントラクターによる省力化</p> <p>&lt;労働力&gt;</p> <p>・主たる従事者 3人 ・補助従事者 3人</p>

【水稲を主体とする地域】

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 畑作 (I)	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>水稲 5.0ha 馬鈴薯(食) 3.0ha 小豆 3.0ha 大豆 3.0ha ハトムギ 3.0ha</p> <hr/> <p>経営面積計 17.0ha</p>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <p>・乗用トラクター(50PS, 80PS) 2台 ・農用トラック(軽トラ, 4t) 2台 ・スプレーヤー(ブーム式) 1台 ・田植機(乗用條) 2戸共同 ・自脱型コンバイン 3戸共同 ・ポテトディガー 1台 ・乾燥調整施設 1棟 ・農舎 1棟 ・コンピューター 1台</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>・高性能機械(無人ヘリ)による共同防除作業 ・たい肥供給センターを活用した地力の維持増進 ・輪作体系を確立することによる連作障害の回避</p>	<p>・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売 ・作目間の労働調整</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・高性能機械(無人ヘリ)による防除作業の軽労化 ・野菜の省力化技術の導入 ・生産機械の共同利用・共同作業、コントラクターによる省力化</p> <p>&lt;家族労働力&gt;</p> <p>・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人</p>

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 畑作 (Ⅱ)	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>水稲 5.2ha</p> <p>馬鈴薯(食) 4.2ha</p> <p>小豆 4.2ha</p> <p>大豆 4.2ha</p> <p>小麦 4.2ha</p> <hr/> <p>経営面積計 22.0ha</p>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用トラクター(50PS、80PS) 2台</li> <li>・農用トラック(軽トラ) 1台</li> <li>・田植機(耨8条) 1台</li> <li>・乾燥調整施設 1式</li> <li>・播種機(高速) 1台</li> <li>・糶摺機(貳) 1台</li> <li>・代かき機(3.6m) 1台</li> <li>・ライス・グレーダー(縦型) 1台</li> <li>・汎用コンバイン(2.06m) 1台</li> <li>・プランター(4畦) 1台</li> <li>・スプレヤー(ブーム式) 1台</li> <li>・ポテトディガー 1台</li> <li>・草かち(5畦) 1台</li> <li>・ロータリー(2.0m) 1台</li> <li>・プロドキャスター(600L) 1式</li> <li>・育苗ハウス 5.5a</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輪作体系を確立することによる連作障害の回避</li> <li>・共同選別等による品質の維持向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。</li> <li>・青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> </ul> <p>&lt;家族労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 3人</li> <li>・補助従事者 最大時9人</li> </ul>

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 畑作 + 露地 野菜	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>水稲 6.0ha</p> <p>馬鈴薯(種) 1.7ha</p> <p>露地ネギ 0.4ha</p> <p>カボチャ(加工) 1.0ha</p> <p>経営面積計 9.1ha</p>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <p>・乗用トラクター(50PS,70PS) 2台</p> <p>・農用トラック(軽トラ,4t) 2台</p> <p>・田植機(兼用條) 2戸共同</p> <p>・自脱型コンバイン</p> <p>・スプレーヤー(ブーム式) 3戸共同</p> <p>・ボテディガー</p> <p>・マニュアルレタター 1台</p> <p>・乾燥調整施設 1棟</p> <p>・農舎 1棟</p> <p>・コンピューター 1台</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>・高性能機械(無人ヘリ)による共同防除作業</p> <p>・たい肥供給センターを活用した地力の維持増進</p> <p>・輪作体系を確立することによる連作障害の回避</p>	<p>・複式簿記記帳</p> <p>・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理</p> <p>・作目別原価の把握、コスト分析</p> <p>・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売</p> <p>・作目間の労働調整</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>・高性能機械(無人ヘリ)による防除</p> <p>・作業の軽労化</p> <p>・野菜の省力化技術の導入</p> <p>・生産機械の共同利用・共同作業、コントラクターによる省力化</p> <p>&lt;家族労働力&gt;</p> <p>・主たる従事者 1人</p> <p>・補助従事者 1人</p>

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 施設 園芸 野菜 + 畑作	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>水稲 6.0ha</p> <p>大豆 1.2ha</p> <p>軟白ねぎ(ハウス) 0.4ha</p> <p>ハトムギ 0.6ha</p> <p>みょうが 0.2ha</p> <p>経営面積計 8.4ha</p>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <p>・乗用トラクター(42PS,70PS) 2台</p> <p>・農用トラック(軽トラ,4t) 2台</p> <p>・田植機(兼用條) 2戸共同</p> <p>・自脱型コンバイン 3戸共同</p> <p>・乾燥調整施設 1棟</p> <p>・農舎 1棟</p> <p>・育苗ハウス 2棟</p> <p>・栽培ハウス 13棟</p> <p>・コンピューター 1台</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>・高性能機械(無人ヘリ)による共同防除作業</p> <p>・たい肥供給センターを活用した地力の維持増進</p> <p>・共同選別等による品質の維持向上</p>	<p>・腹式簿記記帳</p> <p>・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理</p> <p>・作目別原価の把握、コスト分析</p> <p>・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売</p> <p>・作目間の労働調整</p>	<p>・高性能機械(無人ヘリ)による防除作業の軽労化</p> <p>・生産機械の共同利用・共同作業、コントラクターによる省力化</p> <p>&lt;家族労働力&gt;</p> <p>・主たる従事者 1人</p> <p>・補助従事者 2人</p>

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 施設園芸 花卉 + 畑作	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>水稲 6.0ha 大豆 1.2ha ハトムギ 0.6ha 花卉(ハウス) 0.4ha レタス 0.1ha ほうれん草 0.1ha 経営面積計 8.4ha</p>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <p>・乗用トラクター(42PS、70PS) 2台 ・農用トラック(軽トラ、4t) 2台 ・田植機(兼用) 2戸共同 ・自脱型コンバイン 3戸共同 ・乾燥調整施設 1棟 ・農舎 1棟 ・育苗ハウス 2棟 ・栽培ハウス 10棟 ・コンピューター 1台</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>・高性能機械(無人ヘリ)による共同防除作業 ・たい肥供給センターを活用した地力の維持増進 ・共同選別等による品質の維持向上</p>	<p>・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売 ・作目間の労働調整</p>	<p>・高性能機械(無人ヘリ)による防除作業の軽労化 ・生産機械の共同利用・共同作業、コントラクターによる省力化</p> <p>&lt;家族労働力&gt;</p> <p>・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人</p>

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 施設園芸 野菜 (I)	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>水稲 6.0ha 軟白米 0.4ha レタス 0.1ha ほうれん草 0.2ha 経営面積計 6.7ha</p>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <p>・乗用トラクター(42PS、70PS) 2台 ・農用トラック(軽トラ、2トン、4トン) 3台 ・マニュアルレタス 1台 ・栽培ハウス 16棟 ・自脱型(コンバイン) ・田植機(兼用) 3戸共同 ・乾燥調整施設 ・育苗ハウス ・農舎(鉄骨) 3棟 ・事務所 1棟 ・コンピューター 1台</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>・構成員間の作業分担方式 ・高性能機械(無人ヘリ)による共同防除作業 ・水稲の直播き方式の一部導入</p>	<p>・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営・作業計画、労務、財務、ほ場管理 ・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持 ・労務管理(人事、教育、福利厚生等)の充実</p>	<p>・高性能機械(無人ヘリ)による防除作業の軽労化 ・給料制の導入 ・従事者の社会保険の加入 ・定期的な休日の確保 ・生産機械の共同利用・共同作業、コントラクターによる省力化</p> <p>&lt;労働力&gt;</p> <p>・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人</p>

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 施設 園芸 野菜 (Ⅱ)	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>水稲 5.0ha</p> <p>立茎アスパラガス 0.9ha</p> <p>経営面積計 5.9ha</p>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用トラクター(50PS) 1台</li> <li>・農用トラック(軽トラ) 1台</li> <li>・田植機(乗用8条) 1台</li> <li>・汎用コンバイン 1台</li> <li>・乾燥調製施設 1式</li> <li>・自走式コンバイン 1台</li> <li>・籾摺機(貳) 1台</li> <li>・代かき(3.6m) 1台</li> <li>・ライス・グレーダー縦型 1台</li> <li>・育苗施設 5.5a</li> <li>・栽培ハウス 0.9ha</li> <li>・深耕ロータリー(1.5m) 1台</li> <li>・中型マニュアルスプレッダ 1台</li> <li>・予冷庫 1式</li> <li>・除雪機 1台</li> <li>・フロントローダー(50PS) 1式</li> <li>・ロータリー(1.5m) 1式</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輪作体系を確立することによる連作障害の回避</li> <li>・共同選別等による品質の維持向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。</li> <li>・青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入</li> </ul> <p>&lt;労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 3人</li> <li>・補助従事者 最大時2人</li> </ul>

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 施設 園芸 野菜 + 露地 野菜	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>水稲 6.0ha</p> <p>ほうれん草 0.7ha</p> <p>レタス 0.1ha</p> <p>露地ネギ 0.2ha</p> <p>みょうが 0.2ha</p> <p>経営面積計 7.2ha</p>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用トラクター(42PS、70PS) 2台</li> <li>・農用トラック(軽トラ、4トン) 2台</li> <li>・マニュアルスプレッダ 1台</li> <li>・自脱型コンバイン(2.6m) 3戸共同</li> <li>・田植機(乗用) 2戸共同</li> <li>・乾燥調製施設 1棟</li> <li>・育苗ハウス 2棟</li> <li>・園芸ハウス 7棟</li> <li>・農舎(鉄骨) 3棟</li> <li>・事務所 1棟</li> <li>・コンピューター 1台</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員間の作業分担方式</li> <li>・高性能機械(無人ヘリ)による共同防除作業</li> <li>・水稲の直播き方式の一部導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・パソコンによる経営・作業計画、労務、財務、ほ場管理</li> <li>・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持</li> <li>・労務管理(人事、教育、福利厚生等)の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高性能機械(無人ヘリ)による防除作業の軽労化</li> <li>・給料制の導入</li> <li>・従事者の社会保険の加入</li> <li>・定期的な休日の確保</li> <li>・生産機械の共同利用・共同作業、コントラクターによる省力化</li> </ul> <p>&lt;労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 1人</li> <li>・補助従事者 1人</li> </ul>

【施設野菜を主体とする地域】

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設 園芸 野菜 (Ⅰ)	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>立茎アスパラガス 0.5ha</p> <p>経営面積計 0.5ha</p>	<p>&lt;機械施設設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農用トラック(軽トラ) 1台</li> <li>・ 乗用トラクター(50PS) 1台</li> <li>・ フロントローダー(50PS用) 1台</li> <li>・ 深耕ローラー 1台</li> <li>・ 除雪機 1台</li> <li>・ ハウス 0.5ha</li> <li>・ 予冷庫 1台</li> <li>・ 自動換気装置 1台</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輪作体系を確立することによる連作障害の回避</li> <li>・ 共同選別等による品質の維持向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。</li> <li>・ 青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族経営協定の締結に基づく休日制の導入</li> </ul> <p>&lt;家族労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主たる従事者 2人</li> <li>・ 補助従事者 最大時1人</li> </ul>

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設 園芸 野菜 (Ⅱ)	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>高設イチゴ(春作) 0.13ha</p> <p>高設イチゴ(夏秋作) 0.13ha</p> <p>経営面積計 0.26ha</p>	<p>&lt;機械施設設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農用トラック(軽トラ) 1台</li> <li>・ 自動溶液システム 1台</li> <li>・ 自走式防除機 1台</li> <li>・ 砕土機 1台</li> <li>・ 除雪機 1台</li> <li>・ ハウス 0.13ha</li> <li>・ 予冷庫 1台</li> <li>・ 共選機 1台</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輪作体系を確立することによる連作障害の回避</li> <li>・ 共同選別等による品質の維持向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。</li> <li>・ 青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族経営協定の締結に基づく休日制の導入</li> </ul> <p>&lt;家族労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主たる従事者 3人</li> <li>・ 補助従事者 最大時4人</li> </ul>

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設 園芸 野菜 (Ⅲ)	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>高設イチゴ(春作) 0.10ha</p> <p>高設イチゴ(夏秋作) 0.10ha</p> <p>立茎アスパラ 0.17ha</p> <p>経営面積計 0.37ha</p>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <p>・農用トラック(軽トラ) 1台</p> <p>・乗用トラクター(50PS) 1台</p> <p>・中型マニュアルレクター 1台</p> <p>・フロントローター 1台</p> <p>・深耕起ローター(1.5m) 1台</p> <p>・ハウス 0.3ha</p> <p>・予冷库 1式</p> <p>・選果機 1台</p> <p>・高設溶液システム 1式</p> <p>・土ふるい機 1台</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>・輪作体系を確立することによる連作障害の回避</p> <p>・共同選別等による品質の維持向上</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入</p> <p>&lt;家族労働力&gt;</p> <p>・主たる従事者 3人</p> <p>・補助従事者 最大時3人</p>

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3の(3)に示した目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、指標を例示すると次のとおりである。

【酪農を主体とする地域】

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業	<作付面積等> ・牧草(採草) 27.9ha ・放牧地 8.8ha	<機械施設装備> ・牛舎 2棟 ・機械庫 1棟 ・堆肥舎 1基 ・尿溜 1基	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・パソコンによる経営計画、労務・財務・生産管理 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・粗利益(粗収益-直接費)把握による月別収益の変動分析 ・資金繰り表等による資金管理	・家族労働の作業分担制 ・コントラクター・TMRセンター、ヘルパー活用による省力化  <労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 ・ヘルパー
	経営面積計 36.7ha  <飼養頭数> ・経産牛 30頭 ・育成牛 16頭	・牛舎付設堆肥舎 1基 ・マニュアルスプレッダー 1台 ・尿散布機 1台 ・カーフハッチ(1頭用) 4基 ・スーパーハッチ(5頭用) 1基		
	常時飼養頭数 46頭	・バルククーラー 1台 ・パイプラインミルクカー 1式 ・バークリーナー 1式 ・乗用トラクター(80,100PS) 2台 ・農用トラック(2t) 1台 ・除雪機 1台 ・コンピューター 1台  ※飼料生産用作業機については共同利用  <その他> ・既存繫留牛舎等の活用 ・ヘルパーを活用したゆとり経営 ・自給飼料生産は一部コントラクターに委託 ・堆肥舎を活用した堆肥生産とその草地へ利用還元		

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉牛 専用種 繁殖	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牧草(緑草) 8.7ha</li> <li>・放牧地 7.1ha</li> </ul> <p>経営面積計 15.8ha</p> <p>&lt;飼養頭数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・繁殖牛 30頭</li> <li>・後継牛 10頭</li> <li>・素牛 15頭</li> </ul> <p>常時飼養頭数 55頭</p>	<p>&lt;機械施設設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛舎(乾乳牛は舎外飼育) 2棟</li> <li>・堆肥舎 1基</li> <li>・機械格納庫 1棟</li> <li>・パドック 1式</li> <li>・乗用トラクター(80PS) 1台</li> <li>・農用トラック(2t) 1台</li> <li>・除雪機 1台</li> <li>・飼料生産用作業機 1式</li> <li>・コンピューター 1式</li> <li>・飼料庫 1棟</li> <li>・尿溜 1基</li> <li>・フロントローダー 1台</li> <li>・マニユアスプレッダー 1台</li> <li>・尿散布機 1台</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自給飼料生産は一部コントラクターに委託</li> <li>・堆肥舎を活用した堆肥生産と草地へ利用還元</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・青色申告書の実施</li> <li>・パソコンによる経営計画、労務・財務・生産管理</li> <li>・飼養部門と飼料生産部門の損益・原料把握と分析</li> <li>・粗利益(粗収益-直接費)把握による月別収益の変動分析</li> <li>・資金繰り表等による資金管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族労働の作業分担制</li> <li>・コントラクター・TMRセンター、ヘルパー活用による省力化</li> </ul> <p>&lt;労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 1人</li> <li>・補助従事者 1人</li> <li>・ヘルパー</li> </ul>

【野菜を主体とする地域】

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設 園芸 野菜 + 露地 野菜	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>軟白柿 0.1ha 露地柿 0.2ha みょうが 0.2ha</p> <hr/> <p>経営面積計 0.5ha</p>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <p>・乗用トラクター(42PS) 1台 ・農用トラック(軽トラ) 1台 ・耕起用機械 1式 ・栽培ハウス 5棟 ・刈払機 1台 ・動力散布機 1台 ・除雪用具 1式 ・皮むき機 1式 ・コンピューター 1台</p>	<p>・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・パソコンによる経営・作業計画、労務、財務、ほ場管理 ・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持 ・労務管理(人事、教育、福利厚生等)の充実</p>	<p>・給料制の導入 ・従事者の社会保険の加入 ・定期的な休日の確保 ・生産機械の共同利用・共同作業による省力化</p> <p>&lt;労働力&gt;</p> <p>・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人</p>

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設 園芸 野菜	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>立茎アスパラガス 0.5ha 経営面積計 0.5ha</p>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <p>・農用トラック(軽トラ) 1台 ・乗用トラクター(50PS) 3戸共同 ・耕起用機械 3戸共同 ・マニュアルプレッダー 3戸共同 ・予冷庫 1台 ・除雪機 1台 ・栽培用ハウス 15棟</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>・共同選別等による品質の維持向上</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施</p>	<p>・生産機械の共同利用・作業による省力化 ・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入</p> <p>&lt;家族労働力&gt;</p> <p>・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人</p>

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

八雲町農業の持続的な発展を図るため、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受託面積を含む。）の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用の集積に関する目標	備考
八雲町農用地面積の95%程度	

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 八雲町の農家戸数は193戸あり、その内後継者がいる農家はおよそ55戸となっている。また、農業振興地域における農用地面積は6,826haとなっており、耕作放棄地は条件不利地に多く点在している。

近年は担い手の不足により遠隔地や耕作不適地の遊休化が懸念される状況となっており、次世代へ優良農地の引継ぎを基本としながら各種土地改良事業の実施により、生産基盤を確保し整備・改良と土地生産性の向上を図り生産を高める。また、農用地の利用集積に当たっては、農業生産にとって最も基本的な資源である農用地を維持・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本としながら、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農用地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業等各種の農地流動化施策により土地利用の集積を図り効率的利用の推進を図る。

(2) 現在の農用地利用状況は、八雲地区では落部川・野田追川流域の平坦地では水田を中心に野菜・花卉・豆類などが栽培されており、市街地周辺の平坦地並びに高台地帯は、酪農・畑作地帯となっている。熊石地区においては、冷水川並びに相沼内川流域の平坦地で水田を中心に豆類、馬鈴薯などの畑作物などが栽培されている。また、鮎川では、施設野菜を中心に栽培されている。

各地域において規模拡大に伴う労働力不足に対応するため、農作業受委託を促進するとともに、農業機械の作業効率、労働生産性のさらなる向上に向けた生産基盤の整備及びそれに伴う換地または交換分合等の農地流動化施策も活用し、農用地の集約化を推進する。特に農業従事者の高齢化や担い手不足が深刻化している地域では、複数戸による法人の設立、集落営農や農作業受委託の組織化に向けた支援を行い、また、新規就農者の受入地としても検討し、農地の売買、賃貸借による集積を推進し、地域の生産力確保を図る。

地域ごとの農用地の利用改善については、次により進めることとする。

- ① 稲作地帯においては、米を重点作物としているが、近年の米価下落等の影響から、土地利用型作物や施設園芸を取り入れた複合経営を今後とも推進していく。
- ② 酪農・畑作地帯においては、多頭数飼育などによる経営の安定向上を目指し、規模拡大を図ってきたが、それを補う土地の確保については、飛び地が多く、コスト高、経営効率の低下を招いているため、今後も担い手への農地の利用集積を強化し、土地利用の効率性を良くした農家経済の向上を目指していく。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等については、基本構想に定めた農業所得額を確保するため各種支援措置を推進する。農業後継者は、親子それぞれの世帯が安定的に生活できる所得を確保し定着の促進を図る。農外からの新規参入者については、農業系の高校や大学での履修及び農家や農業大学校での研修を経た就農、農業法人や農作業受委託組織への雇用を通じた就農、酪農ヘルパーを経た就農など、就農希望者のニーズに応じた多様な就農や離農者からの第3者継承を目的とした就農研修等を目指す。また、農用地については、取得及び利用権の設定のための各種支援措置等と共に、人・農地プラン等を活用し地域と連携し耕作放棄地や離農者跡地等の情報共有しながら効率的利用を進める。

新規就農者の受入体制については、受入希望農家とのマッチング活動を充実させ、指導農業士を中心とした技術指導のほか、各種支援施策を活用しながら円滑に就農を行えるよう支援し、青年農業者については、4Hクラブへの積極的な活動参加を促し、地域全体の活性化も図っていく。

また、これまでと同様に認定農業者制度を「望ましい経営育成施策の中心」と位置付けていき、農地利用を始めとした各種支援措置について、認定農業者が円滑に導入していけるよう、関係機関と連携し営農診断、営農改善方策等の議論や提示を図りながら、将来性ある八雲町の農業発展に向けて取組みを進める。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

八雲町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

八雲町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

ア. 八雲町全域においては、道営農地整備改良事業や国営総合農地開発事業等が実施されてきたが、ほ場区画の集団化、大型化による高能率的な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。

イ. 八雲町は、今後遊休農地を確認した場合には、特に農用地利用改善事業を重点に推進し、農用地利用改善団体への活動を活発化する。

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。また、担い手不足が生じる地区にあつては耕作放棄地が増えないように努める。

更に町は、農用地利用改善団体の育成を強化し、その団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

## 1 利用権設定等促進事業に関する事項

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する「農地所有適格法人」をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えることとなること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）から（ウ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）及び（ウ）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受けるとき、農地中間管理機構が農地中間管理事業又は農業経営基盤強化促進法第7条第1号に掲げる事業の実施によって、利用権の設定等を受ける場合には、①の限りではない。

④ 利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時

従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア．その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ．その者が、町長への確約書の提出や町長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ．その者が法人である場合にあつては、その法人の業務執行役員等のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定又は移転される利用権の存続期間又は残存期間に関する基準、当該利用権が賃借権である場合における借賃の算定基準及び支払いの方法、並びに当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合における委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 八雲町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受けようとする者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画の提出を求める。

- ② 八雲町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア．当該開発事業の実施が確実であること。

イ．当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合には、農地法に基づく農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ．当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、農業振興

地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 八雲町は、(5)の申し出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 八雲町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定又は移転された利用権の存続期間又は残存期間が経過する前に、利用権の設定等に係る当事者に対し、利用権の存続期間又は残存期間の満了予定日を通知するとともに、満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。

この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 八雲町の農業委員会は、認定農業者若しくは認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）から農用地について利用権の設定を受けたい旨の申出又農用地の所有者から利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 八雲町の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体又は農業協同組合は、その構成員又は組合員に係る農用地の利用関係の改善を図るため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 八雲町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請に基づき農用地利用集積計画を定める場合、その計画内容が要請と一致するとき、八雲町農業委員会の決定を要しない。
- ② 八雲町は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は、土地改良区からの申出があったときは、その申出の内容を勧案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者（※施工規則第18条第2号に規定される団体を含む）の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が調ったときは、町は、農用地利用集積計画を定めることができる。

- ④ 八雲町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウの事項については、（１）の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認した上で定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（（１）の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該利用権が賃借権である場合にあつては借賃並びにその支払の相手方及び方法、当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準並びに決済の相手方及び方法
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価並びに（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の相手方及びその方法
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
  - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
  - イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農地法（昭和27年法律第229号）第6条の2で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について八雲町農業委員会に報告しなければならない旨
  - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
    - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
    - (イ) 原状回復の費用の負担者
    - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
    - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
    - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決めを実行する能力についての事項
- ⑦ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る

法律関係に関する事項並びに①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

- ① 八雲町は、農用地利用集積計画の案を作成するときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得ることとする。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとする。

- ② 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例

ア 八雲町は、農用地利用集積計画を定める場合に、数人の共有に係る土地について、2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないもの(以下「共有者不明農用地等」という。)があるときは、八雲町農業委員会に対し、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であって確知できないもの(以下「不確知共有者」という。)の探索を要請し、八雲町農業委員会は不確知共有者の探索を行う。

イ 八雲町農業委員会は、アの探索を行ってもなお共有者不明農用地について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができない場合、当該共有者不明農用地等について共有持分を有するものであって知れているものの全ての同意を得て、法第21条の3で掲げる事項を公示するものとする。

ウ 公示の日から起算して6月以内に不確知共有者が異議を述べなかったときは、当該不確知共有者は、農用地利用集積計画について同意したものとみなす。

(9) 公告

八雲町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は、(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑦までに掲げる事項(⑦の農業経営の状況を除く)を町広報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。

(10) 公告の効果

八雲町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者は、毎年、農用地の利用状況の報告を八雲町農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

八雲町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 八雲町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうちその該当する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を町の広報に掲載することその他所定の手段により公告する。

④ 町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

⑤ 八雲町農業委員会は、(7)の⑥のアの条件に基づき賃貸借若しくは使用貸借が解除された場合又は②の規定による農用地利用集積計画の取消しがあった場合において、その農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業、あるいは農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。八雲町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

(15) 農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関との連携の考え方

農用地の利用集積・集約化に当たっては、関係機関・団体が、農業者の意向や労働力、機械装備の状況などに関連する情報を共有するとともに、それぞれの役割分担のもと、利用権設定等促進事業の他必要な農地流動化対策を組み合わせるなど、効果的に促進するものとする。

また、利用権の設定等を希望する農地所有者又は利用権の設定を受けることを希望する者に対しては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を活用するよう促すものとする。

## 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

八雲町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域農業関係者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

### (3) 農地利用集積改善事業の内容

(2)の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規定を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

### (5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

② 八雲町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込が確実であること。

③ 八雲町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町広報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 八雲町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

#### (7) 農用地利用規程の特例

① (5)の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であ

ると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規定に定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(6)の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所
- イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項
- ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- エ その他農林水産省令で定める事項

③ 八雲町は、①の規定により定められる農用地利用規定の申請があったときは、その旨を町広報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告し、当該農用地利用規定を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規定について、町に意見書を提出することができる。

④ 八雲町は、①に規定する農用地利用規定について申請があった場合、(5)の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、町は(5)の①の認定を行う。

- ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき1の(8)の権利を有する者(以下「所有者」という。)の三分の二以上の同意が得られていること。
- イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の認定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。

⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規定について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規定に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等(農地中間管理機構を除く。)は、当該農用地利用規定において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用賃借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号以下「施工規則」という。)第21条の4で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。

⑥ ①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。

⑦ ①の農用地利用規定の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。

⑧ ①の認定を受けた団体は、農用地利用改善事業の実施状況に関し、必要な報告をすることとする。

#### (8) 農用地利用規程の変更等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、八雲町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第21条の5で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合はこの限りではない。

② 認定団体は、①のただし書きの場合(施行規則第22条で定める軽微な変更をしよう

する場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を町に届け出るものとする。

③ 八雲町は、認定団体が、(5)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

④ (5)の②及び(6)の③並びに(7)の③及び(7)の④の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

#### (9) 農用地利用改善団体の勸奨等

① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (10) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 八雲町は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規定を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。

② 八雲町は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

### 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

八雲町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受委託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

八雲町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の4に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、八雲町地域担い手育成センター及びその他の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

公益財団法人北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合等と連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

八雲町が主体となって北海道立農業大学校や農業改良普及センター、指導農業士、農業委員、農業協同組合、各生産団体と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握

し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

#### イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化するとともに、農業関係機関との交流の機会を設ける。また、商工関係機関とも連携して、直売出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

#### ウ 経営力の向上に向けた支援

(2)に掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、農業改良普及センターによる地域直売ネットワークの加入の仲介及び当該ネットワークの交流の促進、農業協同組合が運営する直売施設の出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

#### エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や道・八雲町の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

#### オ 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については公益財団法人北海道農業公社が担う育成センターや八雲町内農業関係機関で構成する八雲町農業担い手育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合、八雲町認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

### 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

#### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関係施策との連携

ア 国営及び道営等の各種基盤整備事業を積極的に活用し、生産性の高い土地基盤を作るよう推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 交換分合事業を利用して農地の集団化を図り効率的かつ安定的な農業経営が出来るよう資するよう努める。

ウ 大型経営を目指す農業者の労働力の軽減や投資の節減等を図るためにフリーストール・ミルキングパーラーの導入を積極的に推進し、望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

エ 八雲町は、水田収益力ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図るとともに地域の土地利用の見直しを通じて農用地の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

オ 八雲町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

## (2) 推進体制等

### ① 事業推進体制等

八雲町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、農地流動化推進員、農用地利用改善団体、その他の関係団体の代表者で構成する八雲町経営・生産対策推進会議において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。

八雲町経営・生産対策推進会議は、このような、検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第1で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確にし、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、八雲町は、このような協力の推進に配慮する。

## 第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- 1 八雲町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- 2 八雲町、八雲町農業委員会、新函館農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

## 第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

## 附 則

この基本構想は、平成 6年 9月20日から施行する。

この基本構想は、平成13年12月15日から施行する。

この基本構想は、平成18年 8月31日から施行する。

この基本構想は、平成22年 4月26日から施行する。

この基本構想は、平成24年 3月15日から施行する。

この基本構想は、平成26年 9月29日から施行する。

この基本構想は、平成30年 3月14日から施行する。

この基本構想は、令和 4年 月 日から施行する。

別紙1（第5の1の（1）の⑥関係

1 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- （1） 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。）
- （2） 農地政令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人（当該法人が対象土地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他当該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。）
- （3） 独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務の実施によって利用権の設定等を受ける場合に限る）
- （4） 農地法政令第2条第2項第3号に規定する農林水産省令で定める法人（対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る）

○ 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において（1）から（4）に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。

（ア）農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）

…第5の1の（1）のアの（ア）（法第18条第3項第2号イ）に掲げる事項

（イ）木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地

…その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること

（ウ）農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。）

…その土地を効率的に利用することができることと認められること

2 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、対象土地を農用地以外の土地として各事業に供する場合、用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- （1） 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（対象土地を農用地以外の土地として利用するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）
- （2） 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地中間管理機構に対象土地について利用権の設定を行うため利用権の設定等を受ける場合かつ当該農地中間管理機構が当該農地所有適格法人に当該対象土地について利用権の設定を行う見込みが確実であるときに限る。）
- （3） 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第2号に掲げる事業を行

う農事組合法人（対象土地を農用地以外の土地として当該農事組合法人が行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）

- (4) 森林組合法（昭和55年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行う生産森林組合（対象土地を農用地以外の土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）

○ 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において（1）から（4）に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。

（ア）木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地

…その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること

（イ）対象土地を農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその農業用施設の用に供される土地を含む。）

…その土地を効率的に利用することができることと認められること

3 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、対象土地を農業用施設の用に供される土地として各事業に供する場合、定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人（対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）

(2) 農業近代化資金融通法政令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人（対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該法人の行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設の用に供する場合に、利用権の設定を受けた後において（1）から（2）に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。

（ア）対象土地を農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその農業用施設の用に供される土地を含む。）

…その土地を効率的に利用することができることと認められること

別紙 2 (第 5 の 1 (2) 関係)

I. 農用地（開発し農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1. 存続期間は5年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて5年とすることが相当でないと認められる場合には、5年と異なる存続期間とすることができる。なお、特定法人貸付事業による場合には、第6の3の（1）によるものとする。</p> <p>2. 存続期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定又は移転される利用権の当事者が当該利用権の存続期間又は残存期間に中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を要するものとする旨を定める。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金銭に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもの定められた場合は、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定又は移転を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費した金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画において、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定又は移転を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費した金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、町が認定した額をその費した金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ．混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Ⅰの①に同じ	1．混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態当事者双方の受益又は、負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2．農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3．開発して農業用施設用地とすることが適正な土地については、Ⅰの②の3に同じ	Ⅰの③に同じ	Ⅰの④に同じ

Ⅲ．農業の経営委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Ⅰの①に同じ	1．作目毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。 2．1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の焼却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃、報酬が確保されるようにするものとする。	Ⅰの③に同じ。この場合においてⅠの③中「借賃」とあるのは、「損益」と「賃貸人」とあるのは、「受託者（損失がある場合には、受託者をいう。）」と読み替えるものとする。	Ⅰの④に同じ

IV. 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その土地の生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。</p>